

「朝鮮国交際始末内探書」(1870年)をめぐって

要旨

明治初年に対馬と草梁和館に調査のため赴いた外務省出仕佐田白茅らの報告書「朝鮮国交際始末内探書」(1870年)に、竹島松島朝鮮附属ニ相成候(あいなりそうろう)始末と題する一項目がある【資料4】。韓国は、これを指して日本政府が現竹島(韓国名“独島”)を韓国領だと認識していた証拠であるとする【資料1,2】。

この項目名は、佐田等に与えられた調査事項であると考えられるが、外務省が起案し太政官の決裁を受けた「朝鮮へ被差遣候(さしつかわされそうろう)もの心得方御達之案」にはこの項目がなく【資料3】、どのような経緯で同項目が加わったのか従来不明であった。

近時、当該“竹島”に関する調査項目が民部省の依頼によるものであること、民部省は往時の竹島(鬱陵島)が日本の属島であると考えていたことを示す資料(佐田白茅の口述記録)が確認された【資料6,7】。

朝鮮国交際始末内探書は出張者の報告であり、それ自体が日本政府の見解を示すものとは言えないことに加え、本文では「此儀松島は竹島の隣島にて松島の義ニ付是迄掲載せし書留も無之 竹島の義ニ付ては元禄度の往復書翰手續書寫の通ニ在之」——つまり竹島(往時の竹島)については元禄の日朝間往復書簡の摘録「竹島一件」を添付したのに対し【資料5】、松島については出張して調査しても記録はなかったとしているので(松島が現在の竹島を指すとしても)この報告が“日本政府が竹島を韓国領とした”ものでないことは明らかである。しかし、報告内容がどうであれ「竹島松島が朝鮮附属になった始末」という調査項目が外務省の認識を示すという主張が成立する余地があった。

佐田白茅の口述記録が確認されたことにより、問題の調査項目名を含め、標記内探書が現竹島を朝鮮領とするものでないことが確実にされた。さらに、内探書には松島は竹島の隣島とあるものの、佐田が口述記録の中で松島に全く言及していないことから、“太政官指令”の場合と同じく、竹島=松島、すなわち、竹島=元禄竹島一件の竹島(鬱陵島)、松島=幕末明治期の西洋起源の地図海図の松島(これも鬱陵島)の可能性も高まった。

【資料 1】

韓国政府広報パンフレット『韓国の美しい島、獨島』<<http://dokdo.mofa.go.kr/jp/pds/pdf.jsp>> 23 頁, 獨島に関する一問一答 7

Q 7 獨島が日本の領土ではないということを明治政府が公式確認した『太政官指令』(1877 年)とは、どのようなものですか。

……<略>……

「太政官指令」を通じて、日本政府が 17 世紀の朝日両国間における鬱陵島争界（竹島一件）の交渉過程で鬱陵島と獨島の所属が確認されたことを認識していたことがよく分かります。

また、「太政官指令」が出される数年前である 1870 年に外務省の佐田白茅らが朝鮮視察後に外務省に提出した報告書（『朝鮮国交際始末内探書』）にも、「竹島（鬱陵島）と松島（獨島）が朝鮮付属になった始末」が書かれており、当時日本の外務省がこの二つの島を朝鮮領として認識していた事実がうかがえます。

【資料 2】

東北亜歴史財団パンフレット『日本人が知らない獨島 10 の真実』「1 日本は古くから獨島を韓国の領土と認識」<http://contents.nahf.or.kr/japanese/item/level.do?levelId=isd_001j_0010>

……<略>……

日本政府の公式文書からも、1905 年、日本が獨島を不法に編入するまでは、獨島を日本の領土と認識していなかったという事実が明白である。日本外務省の官吏が朝鮮の事情を調査した後提出した報告書『朝鮮国交際始末内探書』（1870 年）には、「竹島松島朝鮮附屬ニ相成候始末」というタイトルで、鬱陵島と獨島に関する内容を記録している。これは獨島を日本の領土ではなく朝鮮の領土であると認識していたことを表わしているのである。

【資料 3】

「朝鮮へ被差遣候もの心得方御達之案」（1869 年）外務省外交史料館所蔵外交記録『対韓政策関係雑件 明治二年日韓尋交ノ為森山茂、佐田白茅一行渡韓一件』（1.1.2. 3-2）所収 <<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2006092114010480132&ID=M2006092114010480133&REFCODE=B03030123100>>

朝鮮へ被差遣候者心得方御達之案一通附紙ヲ以返却致候事

〔明治 2(1869)年〕十一月十三日 辨官

外務省〔宛て〕

〔附札〕伺之通

朝鮮へ被差遣候もの心得方御達之案

- [1] 慶長元和已來朝鮮國より度々旧幕府へ使節差越ス 右は豊臣家進撃の武威ニ屈服し藩屬の禮を執來候譯の所…<略>…右起源の大旨意確證を取調の事
- [2] 對州より朝鮮へ差遣候使者の禮式并朝鮮より對州へ差越候使者の禮典取調の事
- [3] 對州方朝鮮へ出交易の儀 朝鮮より勘合印受候由の處 右ハ朝鮮國制度上ニ取 入貢を受候取扱なるよし…<略>…朝鮮へ接近の孤島故 入貢の儀を取らざるを得ず 竊ニ其例を用來候儀ニ候哉 吟味の事
- [4] 朝鮮の國体清主北韃方勃興の節 忽ニ降伏し 其已來臣禮を清國ニ取候儀…<略>…外國へ条約を取結等の大事ニ至候ても 自國政府の存意ニ任 向背とも北京へ伺候ニ不及可取極國体也哉 内探の事
- [5] 皇使被差遣候節御軍艦…<略>…右首府附近の良港有無 吟味の事
- [6] 朝鮮國の儀既ニ魯西亞の毒吻ニ心酔し陰ニ其保護ニ依頼するとの風評あり眞ニ然や否且魯西亞と既ニ境壤を接するニ至れりと然らハ定て境界論等あるへし右事實探索の事
- [7] 朝鮮國海陸軍武備の虚実且器械精粗の事
- [8] 同國內政の治否 國主及大臣の風聞果して草梁紀聞の如くなるや取調の事
- [9] 朝鮮と貿易取開候ハ日本方何々の品物を差廻し…<略>…貿易手順の見込 取調の事
- [10] 宗家にて受候歳遣船は従前の通存置候方可然や 又ハ廢止の方公道ニ候や見込の事
- [11] 對州ハ兩國の間ニ价立する孤島にて…<略>…漂民取扱其他年來宗家にて所有の利源を一朝無故被召上候姿ニ立到 一藩の情実愍然之儀ニ付 右ハ追々相當の御處分無之てハ不相成儀ニ付 右御處分の見込會計向 篤と取調可申候事
- [12] 朝鮮ハ草梁項の外其内地ハ日本人の旅行難相成事ニ可有之候得とも 宗家周旋ニより首府迄往觀の儀相整候ハ一往致すへし 其節ハ風俗制度等別て委細ニ可認返事

【資料 4】

外務省出仕 佐田白茅・森山茂・齋藤榮「朝鮮國交際始末内探書」(1870年)『公文別録』朝鮮事件, 明治元年~4年, 第1卷

<<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000060872&ID=M000000000001692275&TYPE=>>>

朝鮮國交際始末内探書

- [1] 一 慶長元和以來朝鮮國より信使差越藩屬の禮を執來候元由
- [2] 一 對州方朝鮮え差遣候使者の禮典朝鮮方對州え差渡候使者の禮典
- [3] 一 朝鮮國より勘合印を受候由右は同國制度ニ取入貢を受候取扱なる哉
- [4] 一 朝鮮の國体臣禮を清國ニ取北京の正朔を仰くといへとも國政ニ至ては自裁獨斷の權力ある哉
- [5] 一 皇使被差遣候節御軍艦首府近海え被相廻候ニ付良港有無
- [6] 一 朝鮮國の義魯西亞の毒吻ニ心酔し陰ニ保護依頼する風評且境界論

- [7] 一 朝鮮國海陸軍武備の虚實器械の精粗
- [8] 一 内政の治否草梁記聞の如くなるや
- [9] 一 貿易取開ニ付ては物品の交換物價の低昂及び貨幣の善悪
- [10] 一 歳遣船向來存止
- [11] 一 對州は兩國の間ニ价立する孤島ニて交際の入費并漂民彼我引渡方等一藩尋常政費外の入費
- [12] 一 朝鮮ハ草梁項の外其内地ハ日本人の旅行難相成哉
- [13] 一 竹島松島朝鮮附屬ニ相成候始末

此儀松島は竹島の隣島ニて松島の義ニ付是迄掲載せし書留も無之 竹島の義ニ付ては元禄度の往復書翰手續書寫の通ニ在之 元禄度後は暫くの間朝鮮方居留のため差遣置候処 当時ハ以前の如く無人と相成 竹木又は竹より太き葎ヲ産し人參等自然ニ生し其餘漁産相應ニ有之趣相聞候事

右は朝鮮國事情實地偵索いたし候処 大略書面の通御座候間 一ト先歸府仕候 依之件々取調書類繪圖面とも相添此段申上候以上

外務省出仕

午〔明治3(1870)年〕四月

佐田 白茅
森 山 茂
齋 藤 榮

【資料5】

「竹島一件」『対韓政策関係雑件 明治二年日韓尋交ノ為森山茂、佐田白茅一行渡韓一件』
(1.1.2. 3-2) 所収 <上記資料3へ>

竹島一件

元禄六癸酉年 幕府の命 朝鮮漁民 此年竹島に來て漁採す 因幡國の人よく諭して還さしむ 然るに漁民四拾人又來る 爰に於て 其漁民貳人を留て 質として幕府に申出 よつて彼二人を長崎に送る 使者を遣し長崎にて請取り 朝鮮に送り 再び竹島に不可至事を可告との事ゆへ 則 使を長崎に遣し 漁民を受取同年秋 使者を遣し書を贈る 其略

……以下、

- [A] 今後竹島に漁船が行くことのないようにせよとする日本側の書簡、
 - [B] 我が国の海禁は厳しく我が国の蔚陵島でさえ遠方ゆえ往来を許していない、この漁民が貴界竹島に越境漁採したことは懲罰に値する云々とする朝鮮国側の第一次返簡、
 - [C] 当方の書簡で言及していない蔚陵の名を除くことを求める日本側の申し入れ、
 - [D] 蔚陵島が自国の属島であることは明らか、蔚陵島と竹島は一島二名、貴国人が我が境を侵しているとする朝鮮側の第二次書簡
- を摘録……

此秋〔元禄8(1695)年〕〔宗〕義眞幕府に覲し 竹島の事を以て執政に啓す 執政の云 竹島海中に在て 我國を去ること太遠く 朝鮮を去ること近し 今より堅く我國漁船の往來を禁せ

む 此意を以て朝鮮に告へしとなり 元禄九丙子年春 義眞洲ニ還り訳官を招く 其年の冬 訳官渡海 執政の主意を以て訳使に面囑す 訳官帰國の後 禮曹方館守に傳へて書を贈る

項因譯使回自貴州細傳 左右面托之言 備悉委折矣 蔚陵島之為我地輿圖所載 文跡昭然 無論彼遠此近 疆界自別 [...] 貴國下令永不許人往漁採 辭意丁寧 可保久遠無他 良幸々々 我國亦當分付官吏以時檢察 俾絶兩地人往殺雜之弊矣 云

是に於て 禮曹の書を幕府に啓し 元禄十二卯年三月 義眞書を以て禮曹に答ふ

前年象官超溟之日 面陳竹島之一件 繇是 左右克諒情由 示以 兩國永通交誼 益懋(つとめる)誠信矣 至幸々々 示意即已 啓達[東武]了 云

右書を館守をして東萊に傳へ致さしむ

【資料 6】

キム・フンス 『韓日関係の近代的改編過程』(ソウル大学校出版文化院, 2009) 209 頁

そのほか、この内探書は、……鬱陵島竹島と獨島松島が朝鮮の領土になった始末などを含んでいた。鬱陵島と獨島についての調査は本来佐田調査団の調査項目になかったのであるが、民部省から外務省に依頼して調査したものである。これについて佐田は、鬱陵島竹島の帰属論争を紹介しつつ“日本の鬱陵島竹島ではなく朝鮮のものとしてその事蹟が照然だ”ということで結末がついたとしてもっぱら幕府の記録を信じ、日本領土と考えた民部省の朝鮮事情に対する無知を非難した。⁷⁴ そうして調査団は、獨島松島を鬱陵島竹島の隣島とみなしていることからみて、鬱陵島と獨島すべて朝鮮の領土であることを明白に認識していたことがわかる。

脚注 74. 史談会『史談会速記録』第 56 回一佐田白茅先生談話 其二, 1893 年 4 月 22 日。

【資料 7】

「佐田白茅君朝鮮国交際事件実歴附三十六話」『史談会速記録』第 166 輯 37, 50-51 頁; 復刻版 合本 24 (原書房 1973) 441, 454-455 頁

明治二十六年四月廿一日午后三時一同着席佐田白茅君臨席

佐田君 ……其頃民部省が立つて居て竹島の一件を調べてやつて呉れといふことを外務省に頼むで来たことがある、民部省でハ竹島ハ日本の物と思つて居る、これは朝鮮でハ鬱陵島と云ひ日本では竹島と云つて居る、船が漂流して竹島に着くと竹を伐つて飯を入れるものにする様な、大きな竹がある様子で、ソコにハ何も居らぬが大きな猫が居るといふことで、むかし日本人が行つて家屋を造り開拓した事がある、ソコへ朝鮮人が漂流して色々な事を言つたもので、遂に日韓いづれの島と云ふ談判になつて仕舞ふたが百年ばかり前のことである、幕府で極めたのであるが民部省の者ハコチらのものと思ふて居た様な事で、朝鮮の事は誰も存しなかつた、

(了)